

●入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額	
上位所得者	現役並み	550円	
一般	一般		
低所得者	低所得者Ⅱ	90日までの入院	270円
		31日目以降の入院 （長期該当者）	220円
該当なし	低所得者Ⅰ	130円	

※1) 低所得者に該当する患者様は保険者に申請し、交付された「標準負担限度額認定証」
を受付にてご提示下さい。

※2) 長期該当者となる患者さんは、新たに保険者に申請が必要となります。

長期該当者の要件「減額申請を行った月以降の12月以内の入院日数が90日を超える者」
をいう。

※3) 診療報酬改定に伴い、令和8年6月1日～変更になっています。